

令和元年

寒河江市農業委員会第6回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第6回総会

日時 令和元年6月25日(火) 午前9時00分
会場 寒河江市役所 議会会議室

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	3番 菊地 ひとみ
4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊
7番 土田 彦雄	8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広
10番 奥山 浩二	11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之
13番 眞木 早百合	14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一
16番 石山 邦一	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局 長 門口 隆太	事務局 補佐(兼) 農地係 長 日下部 靖広
総務 主査 高子 英晴	総務 係 長 菊地 亮
農地 係 主事 国井 茂伸	農地 係 主事 稲垣 奨

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について
- (5) 時効取得について

議事

- (1) 議第21号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第23号 農用地利用集積計画書の審議について
- (4) 議第24号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案) と令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案)

について

開会 午前 9時04分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第6回総会を開催します。

木村議長 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は、総委員数18名中出席委員18名で、在任委員の過半が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、3番・菊地ひとみ委員、6番・影沢政俊委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、菊地係長にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

（報告事項朗読）

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

木村議長 ないようですので、事務局からほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長 それでは早速、議事に入ります。

木村議長 議第21号から議第24号までの議案について一括で上程
します。

(1) 議第21号「事業計画変更申請書の審議について」

(2) 議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可
申請書の審議について」

(3) 議第23号「農用地利用集積計画書の審議につい
て」

(4) 議第24号「平成30年度の目標及びその達成に向
けた活動の点検・評価(案)と令和元
年度の目標及びその達成に向けた活動計
画(案)について」

以上、議第21号から議第24号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第23号「農用地利用集
積計画書の審議について」、9番・佐藤委員、12番・渡辺委
員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。
菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代
理者。

菅井委員 はい、議長。17番、菅井です。

去る6月18日に開催されました事前審査会の報告を行
います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区
担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会に
おける現地調査として、事業計画変更申請案件1件、農地法
第5条の許可申請案件4件、合計5件を実施し、審査しまし

た。

初めに、議第21号「事業計画変更申請書の審議について」、順位1番、柴橋地区の建築条件付売買予定地への変更案件です。建売分譲用敷地からの変更であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位16番、寒河江地区の貸物置等用敷地への追認の転用案件です。申請地は、日田の東東風の西側の土地です。以前から農地転用許可を得ず物置が置かれ違反状態となっている土地で、今年3月末に農振除外となり、違反状態を解消するため、このたび追認の転用申請を行うものです。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断し、第1種農地は原則許可されませんが、既存敷地の拡張であり、計画どおりであれば違法状態の解消ということでやむを得ないと判断しました。

次に、順位18番、寒河江地区の資材物置用敷地への転用案件です。申請地は、水道・下水道が整備されている県道天童大江線の沿道にあり、近くに県立寒河江高校のグラウンド、歯科医院等の公共施設等が連たんし、なお、南側にはおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地が広がっており、第1種農地と判断します。第1種農地は原則許可されませんが、既存敷地の拡張であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、順位20番、柴橋地区のコンビニエンスストア建築用敷地への転用案件です。申請地は、平塩の国道458号線の沿線で住宅に囲まれた農地で、第2種農地と判断し、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、順位21番、西根地区の貸資材置場用敷地への追認の転用案件です。申請地は、日田字中島の土地で、以前から

農地転用許可を得ず資材置き場として利用され違反転用となっている土地で、今年の3月末に農振除外となり、違反転用を解消するため、このたび追認の転用申請を行うものです。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則許可されませんが、集落に接続しており、計画どおりであれば違法転用の解消ということでやむを得ないと判断しました。

事前審査において申請された案件については、やむを得ないと判断された案件はありますが、全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。

地区審査時間については30分程度としまして、9時45分までとさせていただきます。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時12分

再開 午前 9時44分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第21号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。10番、奥山です。

議第21号「事業計画変更申請書の審議について」、5ページをお開きください。

(議案書順位1番朗読)

事前審査会の日に現地視察をしてまいりましたが、報告にもありましたように、既に宅地整備のほうも進んでいる状況であります。また、他の宅地や田畑への影響等については、昨年12月の総会で審査を受けて許可を受けているわけですので、特に問題はないと考えました。地区審査のほうも特に異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (局長補佐(兼)農地係長)

はい、議長。

順位1番は、建築条件付売買予定地への変更となっております。建売分譲用敷地からの変更申請であり、問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第21号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第21号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに寒河江地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、7ページをお開きください。

(議案書順位16番朗読)

これは事前審査会で現地を確認してまいりましたけれども、先ほど代理から説明があったような内容で、まあ仕方ないのかなというような形で、地区審査でも異議ございませんでした。

(議案書順位17番朗読)

これは現地を13日に佐藤委員、小野推進委員とともに見てまいりましたけれども、この新山の区画整理の東端のほうにあたります。日田高屋線のちょっと西というところで、十字路の角前、南、西、北とも住宅が建っておりまして、何ら周りに及ぼす影響もないということで、地区審査でも異議はございませんでした。土地改良区の見解は可でございます。

(議案書順位18番朗読)

これは事前審査会で現地を確認してまいりました。先ほど代理の説明にあったとおり、寒河江高校のグラウンドの北西で、柴橋街道についたところであります。この申請地の隣がこの株式会社WATANABEの資材置き場となっております。その資材置き場もきちんと整理整頓されており、そのまま拡張なら何ら問題はないということで、地区審査のほうでも異議はございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、加藤委員、お願いします。加藤委員。

加藤委員

はい、議長。5番、加藤です。

次のページ、8ページごらんください。

(議案書順位21番朗読)

順位21番につきましては、先ほどありましたとおり、18日に事前審査にて現地を確認しております。皆さん既にご承知のとおり、これまで何回も違反というので指導を受けてきた場所ですので、申請地については説明するまでもないと

思います。今回農振も外れたということから、再度転用申請に至っているようです。最も懸念されるのが周りの農地に対しての影響でありますけれども、4人所有者がおりますけれども、全ての方々から同意書もいただいておりますので、いたし方ないと思っております。地区審査でも異議ありませんでした。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。10番、奥山です。

8ページです。

(議案書順位20番朗読)

事前審査の報告にもありましたように、事前審査の折に現場を見てまいりました。現地は、報告にもありましたように、国道458号と市道の平塩柴橋線、平塩橋を通っていく市道ですが、それが交差した角にあります。国道、市道とも朝夕は大変混雑する場所であり、その一角という形になります。ただ、用地については国道側の側溝も、あと市道側の側溝も完備されております。そういう意味では、排水等の整備は万全かと思えます。そのようなことで、周辺の田畑、宅地等に特に影響はないと思われ、そういうことで、特に問題はないと考えました。地区審査のほうでも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。新宮委員。

新宮委員

はい、議長。14番、新宮です。
7ページをごらんください。

(議案書順位19番朗読)

この件について、6月14日、木村会長、菊地ひとみ委員、眞木委員と一緒に現地確認をしてきました。国道から少し入ったところで、実家の隣の土地になっており、計画どおりであれば周辺農地への影響もないと判断しました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (局長補佐(兼)農地係長)

はい、議長。

順位16番は、貸物置等用敷地への追認の転用申請になっております。事前審査会の報告にもありましたが、以前から農地転用許可を得ず物置化され違反状態となっている土地で、今年の3月に農振除外となり、違反状態を解消するため、このたび追認の転用申請を行うものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則許可されませんが、既存敷地の拡張であり、計画どおりであれば違反状態を解消するものでありやむを得ないと判断します。

順位17番は、宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、

第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位18番は、資材置場用敷地への転用申請となっております。申請地は、水道・下水道が整備されている県道の沿道にあり、近くに県立寒河江高校のグラウンド、歯科医院等の公共施設等が連たんし、南側にはおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地が広がっており、第1種農地と判断します。第1種農地は原則許可されませんが、既存敷地の拡張であり、計画どおりであれば問題ないと考えます。

順位19番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、代替性もなく問題ないと考えます。

順位20番は、コンビニエンスストア建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、代替性もなく問題ないと考えます。

順位21番は、貸資材置場用敷地へ追認の転用申請となっております。事前審査会の報告にもありましたが、以前から農地転用許可を得ず資材置き場として利用され違反転用となっている土地で、今年の3月に農振除外となり、違反転用を解消するため、このたび追認の転用申請を行うものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則許可されませんが、集落に接続しており、計画どおりであれば違法転用を解消するものでありやむを得ないと判断します。

また、それぞれ農地転用許可一般基準調査書に基づく調査

の結果、不適な事項はなく、やむを得ないと判断するものも
ありますが、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事
務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします
す。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書
の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙
手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第22号は原案のとおり許可相当と
して県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第23号「農用地利用集積計画書の審議について」、
9番・佐藤委員、12番・渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、
地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第23号「農用地利用集積計画書の審議について」、11ページをお開きください。

(議案書朗読)

この■■■■君は、アンスリーファームでサクランボを勉強して新規就農した青年であります。これを見ますと、いきなり2反歩超えの成木園ということで、頑張ってもらわないとなという感想を持っていますので、どうか周りの人も応援していただければと思っています。

(議案書朗読)

報告を終わります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (局長補佐(兼)農地係長)

はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第23号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第23号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第23号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

次に、議第24号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局（総務主査）

はい、議長。

議第24号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」。

14ページをごらんください。

まず、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）からご説明申し上げます。

I 農業委員会の状況の1 農業の概要ですが、耕地面積は耕地及び作付面積統計の数値、経営耕地面積は農林業センサスの数値、遊休農地面積は平成30年度に実施しました利用状況調査（農地パトロール）の数値、農地台帳面積は農業委員会で整理している台帳面積で、面積につきましてはそれぞれ記載のとおりとなっております。

農家数、農業者数については農林業センサスに基づいた戸数及び人数、認定農業者数につきましては市農林課において把握している人数で、記載のとおりとなっております。

2 農業委員会の現在の体制は、新制度に基づく農業委員会体制で、内訳につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして、15ページに移りまして、II 担い手への農地の利用集積・集約化の1 現状及び課題は、現状、管内の農地面積が2,550ヘクタール、これまでの集積面積が1,593ヘクタール、集積率が62.47%となっております。課題については記載のとおりです。

2 平成30年度の目標及び実績ですが、集積目標1,560ヘクタールに対し集積実績1,593ヘクタールでありまして、達成状況は102.12%となっております。また、前年度の実績が1,550ヘクタールでしたので、面積は43ヘクタール増加しております。

3 目標の達成に向けた活動ですが、活動計画は記載のとおりです。活動実績につきましては、貸付希望の農地について、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善組合等と農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携して随時貸し借りの調整を行い、担い手への利用集積を図ったとしております。

4 目標及び活動に対する評価につきましては、目標に対する評価が、集積面積が前年と比べ増加し目標を達成できた。

活動に対する評価は、集積は進んできているが、担い手の確保及び面的集積が課題であるとしております。

続いて、16ページに移りまして、Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。

1 現状及び課題と2 平成30年度の目標及び実績は記載のとおりとなっております。参入目標に対し参入実績は4経営体で達成率100%、参入実績面積は1.42ヘクタールで達成率47.33%となりました。

3 目標の達成に向けた活動の、活動計画は記載のとおりです。活動実績は、日ごろの農業委員会活動の中で収集した情報を、毎月25日前後に開催される総会時等に各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局で共有し対応したとしております。

4 目標及び活動に対する評価の、目標に対する評価は、積極的に情報収集を行い、新規参入者の農業参入に努めたが、面積において目標達成には至らなかった。活動に対する評価は、日ごろの農業委員会活動の中で収集した情報を、毎月25日前後に開催される総会時等に各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局で共有し対応したことはよかったとしております。

続きまして、17ページに移りまして、Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価です。

1 現状及び課題の、現状は、管内の農地面積2,599.9ヘクタール、遊休農地面積49.9ヘクタール、割合1.92%となっております。課題は記載のとおりです。

2 平成30年度の目標及び実績は、解消目標5ヘクタール、解消実績6ヘクタール、達成状況120%となっております。

3 2の目標の達成に向けた活動は、活動計画は記載のとおりです。活動実績の農地の利用状況調査は、調査員数86

人、調査実施時期 9 月、調査結果取りまとめ時期 10 月から 2 月となっております。農地の利用意向調査は、調査実施時期及び調査結果取りまとめ時期が 3 月、調査数、調査面積につきましては記載のとおりとなっております。

4 目標及び活動に対する評価は、目標に対する評価は、自作復帰や除草等の農地管理により、一定面積解消した。活動に対する評価は、平地の水田については遊休農地にならないよう、日ごろから農業委員等が把握し、貸し借り等の調整を行っている。中山間地の樹園地等についてもできるだけ有効利用が図られるよう貸し借り等の調整を進める必要があるとしております。

続きまして、18 ページに移りまして、V 違反転用への適正な対応。

1 現状及び課題の、現状は、管内の農地面積 2,550 ヘクタール、違反転用面積が 0.28 ヘクタールとなっております。課題は記載のとおりです。

2 平成 30 年度実績は、同数の 0.28 ヘクタールで、増減ゼロヘクタールとなっております。

3 活動計画・実績及び評価は、活動計画は記載のとおりです。活動実績は、1 月 20 日発行の広報紙に違反転用には罰則があることを掲載した。9 月 3 日から 21 日にかけて実施した利用状況調査（農地パトロール）の中で違反転用についても現状を確認した。また、農業委員会の農地常任委員会でも現状確認・検討を行ったが、解消には至らなかった。活動に対する評価は、現在の違反転用については継続的な違反転用是正の通知などを行うとともに、農地パトロールや日ごろの農業委員会活動の中で早期発見・早期対応に努める必要があるとしております。

19 ページに移りまして、VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検から、21 ページの VIII 事務の実

施状況の公表等につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、22ページに移りまして、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について。

I 農業委員会の状況の1 農家・農地等の概要及び2 農業委員会の現在の体制は、先ほどの点検・評価と同じとなっております。

23ページに移りまして、II 担い手への農地の利用集積・集約化の1 現状及び課題の、現状は、こちらも点検・評価と同じとなっております。課題は、農業従事者の減少・高齢化等により、貸し手がふえる中で、担い手等借り手が不足している。また、圃場整備されていない水田や中山間地等の耕作が不便な農地は借り手が少なく集積が進みにくいとしております。

2 令和元年度の目標及び活動計画は、目標集積面積は1,665ヘクタールとし、目標設定の考え方は、今後高齢化等により貸地が増加すると思われるため、地域の担い手の掘り起こし等によりさらに集積を進めるとともに、地域と連携して面的集積を推進するとし、活動計画は、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善組合、農業委員及び農地利用最適化推進委員等と連携して貸し借りの調整をしながら集積を進めていく。また、地域と連携して面的な集積を進めるとしております。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、1 現状と課題の、新規参入の状況は、点検・評価と同じとなっております。課題は、新規参入者への情報提供や受け入れ体制の整備、農業経営や技術習得のための参入後のフォローアップなどとしております。

2 令和元年度の目標及び活動計画の、参入目標数は4経営体、参入目標面積は1.4ヘクタールとしております。ま

た活動計画は、日ごろの農業委員会活動の中で、新規参入者の情報を収集するとともに、広報紙やホームページ等で各種情報の提供を行っていくとしております。

24ページに移りまして、IV 遊休農地に関する措置の1 現状と課題の、現状は、点検・評価と同じとなっております。課題は、耕作者の高齢化、後継者不足等により遊休農地が固定化してきている。また、一部解消しても新たな遊休農地が発生しているとしております。

2 令和元年度の目標及び活動計画の、目標の、遊休農地の解消面積は2.5ヘクタールとし、目標設定の考え方は、各地区の農用地利用改善組合で解消目標面積を定め、農業委員会等と一体となって有効活用するように指導し解消を図るとしております。

活動計画は、農地の利用状況調査につきましては、調査員数120人、調査実施時期8月から9月、調査結果取りまとめ時期を10月から11月とし、調査方法は、1 日常の巡回活動により遊休農地を把握、2 調査地区を9地区に区切り、農用地利用改善組合、農協、農林課、農業委員会等で現地調査を行う、3 調査票と図面に記録するとしております。農地の利用意向調査は、実施時期を10月から11月、調査結果取りまとめ時期を11月から1月としております。またその他としまして、農業委員会に設置している農地常任委員会で農地パトロールを実施するとしております。

V 違反転用への適正な対応の、1 現状及び課題の、現状は、点検・評価と同じとなっております。課題は、一時転用を含め転用するには許可が必要なことを広報紙等により周知する。市全体の状況を把握するとともに、新たな情報に対しては早急に対応するとしております。

2 令和元年度の活動計画は、違反転用の是正指導として、違反転用者に対し、継続的に違反の是正の意向、方法等の聞

き取りを実施。違反転用の発生防止に向けた取り組みは、広報紙で転用には許可が必要であること、違反したときは罰則があること等を周知する。引き続き違反転用の調査を行い、農業者に対し違反転用情報の提供を呼びかけ、実態を把握する。早期発見と早期対応により違反転用を防止するとしております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

相原委員

はい、議長。1番、相原です。

ちょっと1つお聞きしたいんですが、令和元年度の目標の中で、違反転用への適正な対応のところの違反転用面積が0.28ヘクタールと。先ほど第5条の中で2件、違反転用が実質、解消ではないけれども違反転用ではなくなったということになるわけですね。2件で合計すると約2,400平米。0.28ヘクタールからこの0.24ぐらい引くと、なんか違反転用がほとんどなくなってしまうようなことになるんでしょうか。どうなんでしょうね。

木村議長

事務局。

事務局（局長補佐(兼)農地係長）

はい、議長。

この0.28ヘクタールの内訳のほうは、ちょっと私どもも詳しく調べる必要がありますけれども、今相原委員がおっしゃった件ですけれども、こちらのきょうの第5条の転用関係の申請でいきますと、7ページ、8ページをごらんになっていただきたいと思います。

順位16番と順位21番、順位21番のほうを違反転用として県にも報告していますので、こちらはこの0.28ヘクタールに含まれているかと思います。

あと順位の16番は、こちら県には上げておりませんが、こちらのほうが把握している面積ということで、そちらの数字のところに整合性がとれないところになっております。

あと違反転用については、皆さん何回も回っていると思いますが、南部の自販機なり、あと平野山だったり、あとは奥山仏壇関係、そういったのを積み上げると0.28ヘクタールになるかなと思っております。

木村議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

(発言なし)

木村議長

なければ、採決します。

議第24号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第24号は原案のとおり決定しました。

決定したということで、「(案)」の削除をお願いしたいと思います。

また、目標が決まったわけでありますから、全員でこの達成に向けた努力をしていかなければならないと思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

木村議長

以上、これで本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時24分

令和元年6月25日

第6回総会 議長.....

議事録署名委員 3番委員.....

議事録署名委員 6番委員.....